

3

次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

一 第一項(第一号に係る部分に限る。又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者)これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要があることと認められるとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること(国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知つたとき。

二 第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により著作物を記録媒体に記録した者 同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくつたと認められるとき。

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等)  
第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。)を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者(当該事業の一部を行う者を含む)、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。(は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物(当該著作物に係る自動公衆送信に於いて受信者を識別するための情報を入力を求められている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信に於いて当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。)について、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物(当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。)以下この条において「検索結果提供用記録」という。)のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が

著作権を侵害するものであること(国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うてはならない。  
(情報解析のための複製等)  
第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、画像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)  
第四十七条の八 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合(これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。)には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。  
第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。  
(美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等)  
第四十七条の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作

物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しなすための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。)を行うことができる。  
第四十八条第一項第二号中「又は第四十条第一項若しくは第二項」を、「第四十条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二」に改める。  
第四十九条第一項第一号中「第三十一条第一項」を、「第三十一条第一項、第三十七条の二、第三十七条の三、第三十七条の四」の下に、「第三十七号の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同条、次項第一号において同じ。)」を加え、又は第四十四条第一項若しくは第二項」を、「第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六」に改め、の複製物」の下に、「次項第四号の複製物に該当するものを除く。)」を加え、同項第三号中「第四十七条の二第一項」を、「第四十七号の三第一項」に、「第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の四第一項」に改め、同項第三号中「第四十七号の二第一項又は第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の三第一項、第四十七号の四第一項又は第四十七号の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 第四十七号の五第一項若しくは第二項又は第四十七号の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物を利用した者  
六 第四十七号の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第五号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行った者  
七 第四十七号の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信(当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為)をしなないで使用して、当該著作物を利用した者

第四十九条第二項第一号中「第三十一条第一号、第三十五条第二項」を、「第三十一条第一号、第三十三号の二第一項、第三十五号第一項」に改め、第三十七号第三項」の下に、「第三十七号の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同条、次項第一号において同じ。)」を加え、又は第四十四条第一項若しくは第二項」を、「第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六」に改め、の複製物」の下に、「次項第四号の複製物に該当するものを除く。)」を加え、同項第三号中「第四十七号の二第一項」を、「第四十七号の三第一項」に、「第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の四第一項」に改め、同項第三号中「第四十七号の二第一項又は第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の三第一項、第四十七号の四第一項又は第四十七号の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 第四十七号の五第一項若しくは第二項又は第四十七号の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物を利用した者  
六 第四十七号の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第五号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行った者  
七 第四十七号の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信(当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為)をしなないで使用して、当該著作物を利用した者

を加え、同条第一号若しくは第二号」を、「同条各号」に改め、同項第二号中「第四十七号の二第一項」を、「第四十七号の三第一項」に改め、同項第三号中「第四十七号の二第一項」を、「第四十七号の三第一項」に改め、同項に次の三号を加える。  
四 第四十七号の六に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者  
五 第四十七号の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行った者  
六 第四十七号の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者  
第六十七号第一項中「できないとき」を、「できない場合として政令で定める場合」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができることを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。  
第六十七号の次に次の一条を加える。  
(裁定申請中の著作物の利用)  
第六十七号の二 前条第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者(は、当該申請に係る著作物の利用方法を助産して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができずに至つたときは、当該連絡をすることができずに至つた時までの間)、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作物が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

を「第三十一条第一項、第三十七号の二、第三十七号の三、第三十七号の四」の下に、「第三十七号の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同条、次項第一号において同じ。)」を加え、又は第四十四条第一項若しくは第二項」を、「第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六」に改め、の複製物」の下に、「次項第四号の複製物に該当するものを除く。)」を加え、同項第三号中「第四十七号の二第一項」を、「第四十七号の三第一項」に、「第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の四第一項」に改め、同項第三号中「第四十七号の二第一項又は第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の三第一項、第四十七号の四第一項又は第四十七号の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 第四十七号の五第一項若しくは第二項又は第四十七号の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物を利用した者  
六 第四十七号の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第五号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行った者  
七 第四十七号の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信(当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為)をしなないで使用して、当該著作物を利用した者

を「第三十一条第一項、第三十七号の二、第三十七号の三、第三十七号の四」の下に、「第三十七号の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同条、次項第一号において同じ。)」を加え、又は第四十四条第一項若しくは第二項」を、「第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六」に改め、の複製物」の下に、「次項第四号の複製物に該当するものを除く。)」を加え、同項第三号中「第四十七号の二第一項」を、「第四十七号の三第一項」に、「第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の四第一項」に改め、同項第三号中「第四十七号の二第一項又は第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の三第一項、第四十七号の四第一項又は第四十七号の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 第四十七号の五第一項若しくは第二項又は第四十七号の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物を利用した者  
六 第四十七号の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第五号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行った者  
七 第四十七号の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信(当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為)をしなないで使用して、当該著作物を利用した者

を「第三十一条第一項、第三十七号の二、第三十七号の三、第三十七号の四」の下に、「第三十七号の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同条、次項第一号において同じ。)」を加え、又は第四十四条第一項若しくは第二項」を、「第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六」に改め、の複製物」の下に、「次項第四号の複製物に該当するものを除く。)」を加え、同項第三号中「第四十七号の二第一項」を、「第四十七号の三第一項」に、「第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の四第一項」に改め、同項第三号中「第四十七号の二第一項又は第四十七号の三第一項」を、「第四十七号の三第一項、第四十七号の四第一項又は第四十七号の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 第四十七号の五第一項若しくは第二項又は第四十七号の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者  
第六十七号第一項中「できないとき」を、「できない場合として政令で定める場合」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができることを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。  
第六十七号の次に次の一条を加える。  
(裁定申請中の著作物の利用)  
第六十七号の二 前条第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者(は、当該申請に係る著作物の利用方法を助産して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができずに至つたときは、当該連絡をすることができずに至つた時までの間)、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作物が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。